

新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人権擁護都市宣言（平成9年3月26日）及び新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例（平成25年新発田市条例第46号）の理念に基づき、市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施することにより、性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）又は性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。）にかかわらず、市民一人ひとりの多様な生き方及び価値観が認められ、誰もが自分らしく生きることができる地域社会を実現し、もって差別のない人権が尊重されるまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又は一方が、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者である二者の関係であつて、互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の双方又は一方の3親等以内の親族その他市長が認める者とパートナーシップにある者の双方又は一方とが生計が同一であり、家族として協力し合う関係をいう。

(パートナーシップの届出)

第3条 パートナーシップにある者は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長にパートナーシップの届出をすることができる。

- (1) パートナーシップにある者の双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達しているとき。
- (2) パートナーシップにある者の住所が、次のいずれかに該当するとき。

ア パートナーシップにある者の双方又は一方が市内に住所を有しているとき。

イ パートナーシップにある者の双方又は一方が3月以内に市内への転入を予定しているとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップの届出をすることができない。

(1) パートナーシップにある者のいずれかに配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいるとき。

(2) パートナーシップにある者の一方の者が、当該パートナーシップの他の一方の者以外の者とパートナーシップにあるとき。

(3) パートナーシップにある二者が民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができないとされている関係にあるとき（パートナーシップにより、養子縁組をしている、又は養子縁組をしていたことから当該関係に該当するときに除く。）。

（ファミリーシップの届出）

第4条 パートナーシップにある者（パートナーシップの届出を行った者又はこれから当該届出を行おうとする者に限る。）は、ファミリーシップにある者がいるときは、市長にファミリーシップの届出を行うことができる。

（届出の方法）

第5条 パートナーシップ又はファミリーシップの届出（第3号を除き、以下「届出」という。）は、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（別記第1号様式。以下「届出書」という。）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 届出書に記載する全ての者の住民票の写し（届出日前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) パートナーシップにある者が現に婚姻していないことを証する書類

(3) ファミリーシップの届出をする場合にあつては、パートナーシップにあ

る者のいずれかと当該ファミリーシップにある者との親族関係が分かる書類

- 2 届出書には、パートナーシップにある者の双方がそれぞれ自署をしなければならない。ただし、自署ができないことについて市長が理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 届出書に記載する者が日常的に通称名（本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用している場合であって、市長が認めるときは、通称名により届出をすることができる。この場合においては、通称名の使用を確認できる書類を提示しなければならない。
- 4 市長は、次に掲げる書類により、届出を行う者の本人確認を行うものとする。
 - (1) 個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等で、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 5 第3条第1項第2号イに該当することにより届出を行った者は、市内に転入した後、速やかに住民票の写しその他転入を証する書類を市長に提出しなければならない。

（証明書等の交付）

第6条 市長は、届出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書（別記第2号様式）及び新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード（別記第3号様式）（以下「証明書等」という。）を、当該届出者に交付するものとする。

（変更の届出等）

第7条 証明書等の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ変更届出書（別記第4号様式）に、その事由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップにある者又はファミリーシップにある者の氏名、住所等に変更が生じたとき。
- (2) ファミリーシップにある者が増加したとき。
- (3) 生計の独立、死亡その他の理由によりファミリーシップにある者が減少したとき。

2 市長は、前項に規定する変更届があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の内容を記載した証明書等を、当該届出者に交付するものとする。ただし、住所の変更にあつては、この限りでない。

3 前項に規定する変更後の内容を記載した証明書等の交付を受けた者は、変更前の証明書等を市長に返還しなければならない。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等の交付を受けた者は、証明書等の紛失、毀損、汚損等により証明書等の再交付を必要とするときは、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書（別記第5号様式）により、市長に証明書等の再交付を求めることができる。

(証明書等の返還)

第9条 証明書等の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届出書（別記第6号様式。以下「返還届出書」という。）を市長に提出するとともに、証明書等を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップにある双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) パートナーシップを解消したとき。
- (3) パートナーシップにある者の一方が死亡したとき。
- (4) 第3条第1項第2号イに該当することにより届出を行った場合において、本市への転入を行わなかったとき。

(証明書等の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、証明書等の交付

を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の事実に基づき届出が行われていたとき。
- (2) 前条各号に規定する事由が生じたにもかかわらず、返還届出書を提出しないとき。

2 前項に規定する場合において、市長は、当該取消しを行った証明書等の返還を求めるものとする。

(連携ネットワーク自治体との連携取扱い)

第11条 パートナーシップの届出をしようとする者が、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（市のパートナーシップ制度に類似したパートナーシップ制度を設けている地方公共団体の間で規約を定めて当該地方公共団体間で連携を行う関係をいう。）の構成自治体（以下「連携ネットワーク自治体」という。）においてパートナーシップの届出又は宣誓に係る受領証等（以下「連携自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合であって、市内に転入後も引き続きパートナーシップを継続しようとするときは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第3条第2項の規定に基づき、証明書等の交付を受けることができる。

2 前項の規定により証明書等の交付を受けようとする者（以下「転入申出者」という。）は、新発田市パートナーシップ継続申出書（別記第7号様式）に自署の上、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。この場合において、本人確認については、第5条第4項の規定を準用する。

(1) 連携自治体受領証等

(2) 住民票の写しその他市内への転入を証する書類

3 市長は、転入申出者から前項に規定する申出書の提出があったときは、遅滞なく転出元の連携ネットワーク自治体に通知するものとする。

4 前3項に規定する手続については、前項の規定による通知への転入申出者の同意を得られた場合に限り行うことができるものとする。

5 第6条の規定は、第2項に規定する申出について、準用する。

第12条 証明書等の交付を受けた者が連携ネットワーク自治体に転出し、パートナーシップを継続する申告・申出等に係る書類として当該連携ネットワーク自治体に証明書等を提出したときは、第9条の規定による証明書等の返還が行われたものとみなす。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。